

## (仮称) 姫路市文化コンベンションセンター 使用ルール (案)

本センターは、文化芸術の拠点であると同時に、各種コンベンションや催事等に利用される複合施設であることから、利便性や柔軟性のある運営に取り組んでいく必要がある。

そのため、現在の文化センターと音楽演劇練習場の使用ルールを参考にしながら、施設使用者の実態に即したルールとなるよう検討を進め、平成 30 年度に上程予定である本センターの設置管理条例の内容に反映させていく。

### 1 センター全体について

項目	使用ルール (案)	現行との比較
開館時間	9:00~22:00	現行と同様
休館日	年末年始+臨時休館 (月 2 回程度を想定)	現行と同様
延長利用	延長利用可能	2 時間以内の制限あり
連続使用日数	7 日を越える連続使用は原則不可	文化センター: 3 日 音楽演劇練習場: 6 日
利用料金の還付	災害等が原因で中止の場合: 全額 30 日前までに中止の場合: 既納額の 5 割 10 日前までに中止の場合: 既納額の 3 割	現行と同様
使用の制限	(1) 条例、規則に違反したとき (2) 公の秩序を害するおそれがあるとき (3) 災害や事故でホールが使用できないとき (4) 許可を受けずに使用目的、内容を変更したとき (5) その他管理上の都合により特に必要と認められたとき (6) 必要な許認可を得ていない場合 (7) 各種法令に違反する場合 (8) 暴力団と関わりのある場合	(1)~(5): 現行と同様
その他	・ 指定管理者制度、利用料金制の導入 ・ 附属施設も、指定管理者による一体的な管理運営を検討 (1 号公園、カフェ、駐車場など) ・ 指定管理者の事業として、広告事業や営業行為を実施	—

## 2 文化・交流施設について（大・中・小ホール、リハーサル室）

項目	使用ルール（案）	現行との比較	
貸出区分	【午前】 9:00～12:00 【午後】 13:00～17:00 【夜間】 18:00～22:00 【全日】 9:00～22:00	現行と同様	
受付期間	大・中・小ホール 使用期日が属する月の13ヶ月前 ※パルナソスホール、キャスパホールとの住み分けを図る	リハーサル室 ・使用期日が属する月の6ヶ月前 ・ホールとの一体利用時は13ヶ月前に申し込み可	文化センター : 11ヶ月前 キャスパホール : 11ヶ月前 パルナソスホール : 12ヶ月前
申込期間	毎月1日に申請（重複時は抽選及び使用者間で調整）	現行と同様	
その他	ホール毎に付随する楽屋を設定	現行と同様	

## 3 練習場について

項目	使用ルール（案）	現行との比較
貸出区分	計6区分（入れ換え時間10分） 9:00～10:50 11:00～12:50 13:00～14:50 16:00～17:50 18:00～19:50 20:00～21:50 ※区分数増加により、若者をはじめ使用者層の拡大や、練習時間の有効活用を図る	計3区分 9:00～12:00 13:00～17:00 18:00～22:00
受付期間	使用期日が属する月の1ヶ月前	現行と同様
申込期間	毎月1日に申請（重複時は抽選及び使用者間で調整、ネット予約可）	現行と同様

## 4 コンベンション・展示施設について（展示場、屋外展示場、会議室）

項目	使用ルール（案）	備考
貸出区分	【午前】 9:00～12:00 【午後】 13:00～17:00 【夜間】 18:00～22:00 【全日】 9:00～22:00	施設としての一体性を持たせる
受付期間	使用期日が属する月前13ヶ月前	
申込期間	毎月1日に申請（重複時は抽選及び使用者間で調整）	
その他	屋外展示場は、展示場との一体利用を原則とする	—